

茨城労働局発表
平成25年10月1日

【照会先】
茨城労働局雇用均等室
室長 布川 裕子
地方育児・介護休業指導官 渡邊 朋子
(直通電話) 029(224)6288

報道関係者 各位

平成25年度 「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定！

表彰式を10月31日(木)に開催

厚生労働省では、「女性の能力を發揮させるための積極的な取り組み(ポジティブ・アクション)」や、仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みを行って、他の企業の模範となるような企業を「均等・両立推進企業」として表彰しており、平成11年度から実施しています。(資料1)

茨城労働局(局長 中村俊一)は、従業員が仕事と育児・介護とを両立しやすい職場づくりに積極的に取り組む企業(ファミリー・フレンドリー企業)として、今年度は下記の企業を選定しました。

ファミリー・フレンドリー企業部門 茨城労働局長優良賞

社会福祉法人 泰仁会(石岡市)

取組内容は、資料2のとおり

茨城県内での受賞は平成20年度以来5年ぶり。特に同部門での受賞は、平成17年度以来 **8年ぶり** となります(資料3)。

表彰式は、水戸駅ビルエクセル大ホールにおいて、**10月31日(木)「働きやすい職場づくりセミナー」の席上にて**実施します。(資料4)

受賞企業のコメント

法人として、職員が働きやすい職場環境を目指して、様々な制度・仕組みづくりに取り組んできたことが認められて光栄に思います。私共は対人援助サービスでございます。職員の処遇向上によりモチベーションアップに繋がり、利用者サービスに反映されることが期待されます。

今後も、更なる職場環境整備に取り組み、社会福祉法人として模範となるよう、健全な職場づくりをし、サービスの向上に努めてまいります。

(添付資料)

- 1 均等・両立推進企業表彰実施要領(概要)
- 2 受賞企業の取組
- 3 茨城県内における過去の受賞企業一覧
- 4 表彰式(働きやすい職場づくりセミナー)のご案内

「均等・両立推進企業表彰」実施要領(概要)

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

3 表彰の対象

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

4 募集及び応募

(1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、「均等・両立推進企業表彰基準」(以下「表彰基準」という。)を満たす企業とする。

(2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。

5 選考及び決定の方法

(1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。

(2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。

(3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

ファミリー・フレンドリー企業部門 茨城労働局長優良賞

社会福祉法人泰仁会

所在地：石岡市 業種：介護事業 従業員数：167人

法人として、全ての職員が働きやすい職場環境整備に取り組む方針を明確にし、職員の意見を取り入れ、利用しやすい制度・仕組みづくりを行っている。

育児休業や育児短時間勤務は法律を上回る期間、制度を利用でき、かつ分割取得も可能であるなど、各種制度の充実度が高い。

育児休業期間の短い場合の給与保障や子育て支援休暇や特別有給休暇制度など独自の取組により、男性の育児参加を奨励しており、過去3年において男性の育児休業取得者が5名（うち管理職4人）となっている。

1 両立支援に関する基本方針

両立支援に取り組む方針を自社ホームページや事業計画にて公表し、全従業員が年度当初にワークライフバランスについて説明を受けるなど、両立支援の職場風土が醸成されている。管理職に対しても、研修カリキュラムにワークライフバランスについての時間を設け、働き続けやすい環境づくりを徹底している。次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん)を平成23年度に、社会福祉法人として県内初に取得。行動計画に基づき、制度の導入や見直しを行い、継続的に制度利用を促進する取組を行っている。

2 育児に関する制度（は、独自の取組み）

休業制度	子が1歳6か月まで、同一の子につき複数回取得可。取得日数が20日未満の者に対し、給与の一部（50%）を支給
短時間勤務制度	子が小学校3年生まで、同一の子につき複数回取得可。
子の看護休暇制度	子が中学校入学まで、子1人あたり6日（2人以上12日）取得可。また、時間単位で利用可能
子育て支援休暇	子が中学校卒業まで、1年間5日学校行事等に参加するために取得可。また、時間単位で利用可能。
特別有給休暇	市町村や病院が主催するパパ・ママ教室に参加するために取得可。
事業所内保育施設	子が小学校入学まで利用可能。

3 介護に関する制度

休業制度	要介護状態にある対象家族1人につき180日まで取得可。
介護休暇制度	時間単位で利用可能。

4 その他の制度

母性健康管理制度の利用時間を有給としている。
 年次有給休暇の取得率は平均73.2%（平成24年度）
 週1日をノー残業Dayとして設け、行事予定表、社内サイトにて周知している。

5 社内環境整備

人事考課を行う中間管理職の合議によって、育児や介護のための休暇や出勤日の変更、早退などは考課の対象外とすることとされており、育児休業取得者の中から役職者も出ている
 休業者が職場復帰しやすいように、休業中の情報提供や復帰前後の講習等の職場復帰プログラムを実施

茨城県内の「均等・両立推進企業表彰」受賞企業一覧

	均等・両立推進企業表彰	
	均等推進企業部門 (女性労働者の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取り組みを推進)	ファミリー・フレンドリー企業部門 (仕事と育児・介護との両立支援において、他の模範ともいうべき取り組みを推進)
平成21～24年度	該当なし	
平成20年度	【茨城労働局長優良賞】 星光工業株式会社(製造業)	該当なし
平成18～19年度	該当なし	
平成17年度	該当なし	【茨城労働局長賞】 筑波コンピュータサービス株式会社 (土浦市) 旧社名：関銀コンピュータサービス株式会社
平成16年度	【茨城労働局長優良賞】 関東鉄道株式会社(土浦市)	該当なし
平成15年度	該当なし	【茨城労働局長賞】 いばらきコープ生活協同組合(小美玉市)
平成14年度	【茨城労働局長賞】 株式会社水戸京成百貨店(水戸市)	該当なし
平成13年度	該当なし	
平成12年度	【茨城労働局長賞】 株式会社タナカ(土浦市)	該当なし
平成11年度	該当なし	【女性少年室長賞】 キヤノン化成株式会社(つくば市)

平成11年度から平成18年度は、均等推進企業部門の名称は「均等推進企業表彰」、またファミリー・フレンドリー企業部門の名称は、「ファミリー・フレンドリー企業表彰」である。



(資料4)

～仕事と家庭の両立支援とパワーハラ防止～

働きやすい職場づくりセミナー

開催日 平成25年10月31日(木) 13:30～15:30

場所 水戸駅ビルエクセル6階 大ホール (水戸市宮町1-1-1)

内容

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式
受賞企業による事例発表
育児・介護休業法に関する規程整備と相談事例
職場におけるパワーハラスメントの予防と解決

定員

130名(先着順) 定員になり次第締め切らせていただきます。

申込み

裏面申込書によりFAX又は郵送により、

茨城労働局雇用均等室(下記)あてお申し込みください。

参加は
無料です

茨城労働局雇用均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城総合労働庁舎6階

FAX 029-224-6265 (TEL 029-224-6288)

～育児・介護休業法・規定整備 ONE POINT～

平成24年7月1日より労働者数100人以下の企業についても、次の社内規定化が必要です。
子が3歳までの間、短時間勤務(所定労働時間を6時間)が利用できる
子が3歳までの間、所定外労働の免除ができる
介護休暇(対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)が取得できる

主催 茨城労働局

7 -



会場案内図



会場は、駅北口側
エクセル本館6階です！

〔アクセス〕 電車 JR常磐線、水戸線、水郡線水戸駅直結

お申し込みは FAX 029-224-6265

雇用均等室あて(このままFAXでお送りください)

郵送の場合は、表面住所までお送りください。

(お願い)

定員を超えた場合にのみ、ご連絡いたします。ご了承ください。

企業名 (事業所名)

〒

住所

TEL

FAX

所属/役職

氏名

会場狭隘のため、1企業1名までとさせていただきます。

お申込に際しご記入いただいた個人情報は、厳密に管理し、出欠席の確認以外に使用いたしません。